

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	固定資産税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小林市は、固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

小林市長

公表日

令和7年2月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	固定資産税に関する事務	
②事務の概要	[業務全体概要] 地方税法の法律に伴い固定資産税業務で以下の事務を行う。 1. 課税台帳の整備事務 (1)土地課税台帳の整備事務 a)登記物件の把握、異動・・・登記所(法務局)の登記済通知書の異動処理。(所有者変更、住所氏名訂正等) b)現況調査・・・登記済通知書(表示)の分筆、合筆、地目変更等の現況調査。 (2)家屋課税台帳の整備 a)登記物件の把握、異動・・・登記済通知書の異動処理。(新築・増築、滅失、所有者変更等) b)未登記家屋の所有者の把握、異動・・・登記がない物件の所有者異動処理。 c)実地調査・・・家屋の新築、増築、滅失等を現地調査する。 (3)償却資産課税台帳の整備 a)償却資産申告書の発送(申告用紙、地方税ポータルシステム)・・・前年度の償却資産課税台帳に登録されているものと新たに償却資産を所有した者から閉鎖している事業所、死亡者を除いた者に対して申告依頼の文書を送付する。 b)償却資産申告書の受付(申告用紙、地方税ポータルシステム)・・・送付した申告書 2. 価格の決定事務 (1)固定資産(土地、家屋、償却資産)の評価計算。 3. 当初賦課業務 (1)税額の計算 固定資産の価格を決定した後、固定資産税・都市計画税の税額を計算する。 (2)納税通知書の作成、発送 固定資産税、都市計画税の税額がある納税義務者に対して納税通知書を作成、発送する。 4. 賦課更正事務 当初賦課後に固定資産の内容に誤りがあった場合、賦課の決定を変更して納税義務者に通知する。 5. 評価替事務 原則、3年に1度の基準年度に、固定資産評価基準の改正や価格の評定により土地、家屋の価格を見直す。 6. 統計事務 固定資産の現況調査、税制改正等の目的で、統計資料、調査資料を都道府県、国に対して提出する。 (交付税基礎数値検収調書、概要調書、土地の下落修正調、総評価見込み調、償却資産の価格等に関する調など。) 7. 特例・減免申請事務 納税義務者からの特例、減免等の申請による固定資産税・都市計画税額の減免を行う。 8. 窓口事務 納税義務者からの各種申請に基づいて、本人確認を行い処理する。 9. 証明書発行事務 評価証明、公課証明書、資産証明書などを発行する。	
③システムの名称	固定資産税システム, 住民記録システム, 収納管理システム, 団体内統合宛名システム, 中間サーバー, 住民基本台帳ネットワークシステム, 宛名・納付システム, 地方税ポータルシステム	
2. 特定個人情報ファイル名		
①資産管理情報ファイル	②課税管理情報ファイル	③収納管理情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第1項別表の24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・なし (固定資産税の賦課に関する事務において情報ネットワークシステムによる情報提供は行わない。) 【情報照会の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 小林市細野300番地 0984-23-0220
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部 税務課 小林市細野300番地 0984-23-0115
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[○] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		
[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	年に一回程度、職員対象の研修を実施している。また、離席時はスクリーンロックを講じる、特定の職員にしか権限を付与しないなどを行っており、対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	I-5-2	税務課長 大迫 利文	税務課長	事後	
令和1年6月27日	II-1	平成29年1月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月27日	II-2	平成29年1月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月27日	IV-1～9		新様式への変更に伴う項目追加	事後	
令和7年2月5日	I-1-②	eITAX	地方税ポータルシステム	事後	
令和7年2月5日	I-1-③		地方税ポータルシステム	事後	
令和7年2月5日	I-3	・番号法(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)第9条(利用範囲) 別表第24項	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項別表の24の項	事後	
令和7年2月5日	I-4-②	〈情報提供の根拠〉 なし・・・固定資産税の賦課に関する事務において情報ネットワークシステムによる情報提供は行わない。 〈情報照会の根拠〉 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第48項	【情報提供の根拠】 ・なし (固定資産税の賦課に関する事務において情報ネットワークシステムによる情報提供は行わない。) 【情報照会の根拠】 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表48の項	事後	
令和7年2月5日	I-5-①	市民生活部	市民生活部 税務課	事後	
令和7年2月5日	I-9		新様式への変更に伴う項目追加	事後	
令和7年2月5日	II-1	平成31年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要な変更事項でないため
令和7年2月5日	II-2	平成31年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要な変更事項でないため
令和7年2月5日	IV-8		新様式への変更に伴う項目追加	事後	
令和7年2月5日	IV-11		新様式への変更に伴う項目追加	事後	